# 北海道開発局請負工事成績評定要領の運用について

平成 13年 7月 1日 北開局工管第 73号

最終改正　令和元~~平成３１~~年１１~~４~~月２０~~１~~日　北開局工管第１１７~~１９~~号

「北海道開発局請負工事成績評定要領」（平成４年４月１日北開局工第２号。以下「要領」という。）の運用に当たっては、下記により取り扱われたい。

記

１　要領第５条第２項の別記様式第１「工事成績評定表」の評定については、「成績評定考査基準」（別表－１）に基づき「工事成績採点表」（別紙１－１）及び「細目別評定点採点表」（別紙２－１）で行うこととし、「考査項目別運用表」（別紙３）で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点に○印を付すものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙４）及び「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（別紙５）を考慮するものとし、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。事前協議とは、工事着手前に別紙－６【営繕工事除く】「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を取り決めることをいう。また、工事における「工事特性または高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

２　要領第５条第２項の別記様式第２「工事技術的難易度評価表」の評定については、主任監督員及び技術検査官の意見を踏まえて、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、以下に掲げる工事区分ごとに行うものとする。

(1)　河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（河川・海岸・砂防・ダム・道路・公園緑地工事）」（別紙７）の方法により行うものとする。

(2)　電気通信設備工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（電気通信設備工事）」（別紙８）の方法により行うものとする。

(3)　港湾工事、漁港工事、空港工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（港湾・漁港・空港工事）」（別紙９）の方法により行うものとする。

(4)　機械設備工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（機械設備工事）」（別紙１０）の方法により行うものとする。

(5)　農業工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（農業工事）」（別紙１１）の方法により行うものとする。

(6)　営繕工事、その他これらに類する工事の評価は、「工事技術的難易度評価手順（営繕工事）」（別紙１２）の方法により行うものとする。

３　要領第６条の評定表等の提出等のうち要領別記様式第１「工事成績評定表」及び要領別記様式第２「工事技術的難易度評価表」の提出の際には、評定者は通知要領別表第１「項目別評定点」及び通知要領別表第２「工事技術的難易度項目別評価表」に必要事項を記載し、添付するものとする。

４　工事成績採点表の所見欄は、評定に当たり、必ず記載するものとする。

５　「工事成績採点表」（別紙１－１）及び「細目別評定点採点表」（別紙２－１）は、本官の契約した工事については、本局にあっては技術・評価課長が、開発建設部にあたっては工事検査官が、分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の課長又は事業所長が、これを保管するものとする。

また、「考査項目別運用表」（別紙３）は主任監督員及び技術検査官が各自保管し、「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（別紙５）は主任監督員が保管するものとする。

６　要領第８条の「修正の必要があると認める場合」とは、工事目的物引渡後、瑕疵担保期間中に、事故等により瑕疵が判明した場合とする。

７　要領第７条又は第８条の通知並びに要領第９条及び第１０条の回答は、北海道開発局請負工事成績評定通知実施要領によるものとする。

附　則［平成28年4月1日北開局工管第5号］

この通知は、平成28年4月1日以降に行う技術検査について適用するものとする。（ただし、工事技術的難易度評価の小項目運用表について、旧運用で発注済み工事については、完成時の評価は、旧運用での評価とする。）

附　則［平成31年4月1日北開局工管第6号］

この通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附　則［平成31年4月1日北開局工管第19号］

この通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。

附　則［令和元年１１月２０日北開局工管第１１７号］

この通知は、令和元年１２月１日以降に入札公告を行う工事について適用する。